

陳 情	受 理 番 号	164	受 理 年 月 日	令和6年8月30日	付 託 委 員 会	教育福祉
件 名	ひまわり児童クラブの施設継続利用に関する陳情					

みだしの件について、別紙のとおり陳情いたしますので、よろしくお願ひいたします。

ひまわり児童クラブの施設継続利用に関する陳情書

(要旨)

ひまわり児童クラブは平成22年度から安謝児童館2階にて目的外使用の許可をいただき放課後健全育成事業を実施しています。

しかしながら、『今般、安謝老人憩の家利用者から本来の用途及び、目的である老人憩の家利用者の使用が制限されているため、元の老人憩の家の状態に戻してほしいとの旨の請願書や市長への手紙が複数提出された』との事で関係部局(チャームがんじゅう課・こども政策課)と協議を重ねて参りましたが、令和7年度からひまわり児童クラブへの目的外使用許可をしないとの報告を受けました。

近年、共働き家庭の増加に伴う就労支援と児童の健全育成が大きな問題となり、児童クラブが社会的に重要な役割を担っています。安謝地区の現状を再度確認いただき、地域の実情に合った総合的な福祉の観点からの行政判断を求めます。~~当該施設(公的)を継続して使用許可をさしを求めず。~~

(理由)

1. 次年度、令和7年度待機児童約60名が発生する事により保護者の就労支援に重大な支障をきたす事。
1. 安謝保育園・安謝こども園の弟・妹との保育の連続性と利便性を共有し事業目的を達成している事。
1. 地域の方々と連携し良好な関係が築かれている事。
(安謝小学校・安謝保育園・安謝こども園・市営住宅・安謝地区自治会)
1. 児童憲章・児童は良い環境の中で育てられる。
1. 安謝小学校、福祉複合施設とのバリアフリー化により、学校との連携及び児童の登下校、部活動等の安全が確保されている事。
1. 児童の心身の成長に不可欠な外遊びの施設、こども広場が隣接している事。
1. 児童館2階部分、男女浴室が機能不全で利用できない状態があり10年以上使用されていない事。
(整備し用途変更にて行政財産の有効活用)